資料７

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

※　前回（１月17日勤労者生活分科会）からの追記部分は赤字

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

Ⅰ　制定の趣旨

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和３年法律第80号。以下「法」という。）の施行に伴い、法により省令に委任された事項等を中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則（以下「規則」という。）として定めるもの。

Ⅱ　省令案の概要

１　定義（規則第１条関係）

規則で用いる用語の定義について規定する。

２　共済事業

（１）認可（規則第２条～第13条関係）

①共済事業に係る共済金額（規則第２条） ※少額短期保険業における限度額を参考に設定

一の共済契約者に係る一の被共済者につき、共済金額の合計額について1,580万円とする。

②純資産額の算定方法（規則第３条） ※認可特定保険業に関する命令（認特命令）と同様の内容を規定

貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（価格変動準備金に相当する額等を除く。）を控除する方法とする。

③認可申請書の添付書類（規則第４条） ※認可特定保険業に関する命令（認特命令）と同様の内容を規定

共済事業の認可を受ける際の添付書類として、一般社団法人又は一般財団法人の登記事項証明書、共済事業に係る事業計画書等を定める。

④電磁的記録（規則第５条）

定款及び決算書類等における電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑤共済規程の記載事項（規則第６条関係） ※認特命令と同様の内容を規定

・共済事業の実施方法に関する事項

共済事業の種類、共済事業を行う区域その他事業の実施方法、共済契約者の範囲、共済金額及び共済期間に関する事項　等

・共済契約に関する事項

共済金の支払事由、共済契約の無効原因　等

・共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

共済掛金及び責任準備金の計算の方法に関する事項　等

⑥財産的基礎（規則第７条関係）※消費生活協同組合と同水準

共済事業を的確に遂行するために必要な財産的基礎の基準は、純資産額が１億円以上であることとする。

⑦労働災害等防止事業の審査基準等（規則第８条関係）※労働災害防止団体法を参考に規定

ア　労働災害等防止事業として次に掲げる事業を行うこととする。

・中小事業主が行う事業に従事する者等が行う労働災害等の防止のための活動を促進する事業

・労働災害等の防止に関する技術的な事項について相談、助言その他の援助を行う事業

・労働災害等の防止に関する情報及び資料を収集し、及び提供する事　業

・労働災害等の防止に関する調査及び広報を行う事業

イ　共済団体は、労働災害防止事業を行うに当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならないこととする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑧共済規程の審査基準（規則第９条）　※認特命令と同様の内容を規定

　共済規程の審査基準は、法第６条第６号イ～ホまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準とする。

ア　共済事業の実施方法に関する事項及び共済契約に関する事項

・　共済契約の内容が、認可申請者の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

・　共済契約の締結等に関する同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。

・　共済契約の解約による返戻金の開示方法が、共済契約者の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。

・　共済金の支払基準が適正であること。　　等

イ　共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

・　契約者価額の計算が、共済契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

・　共済規程に記載された事項に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

⑨特別の利益を与えてはならない申請者の関係者（規則第10条）

※公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令・施行規則（公社公財令・公社公財則）と同様の内容を規定

　申請者が共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、特別の利益を与えてはならない申請者の関係者は、次に掲げる者とする。

ア　申請者の理事、監事又は使用人

イ　申請者が一般社団法人である場合にあっては、その社員又は基金の拠出者、申請者が一般財団法人である場合にあっては、その設立者又は評議員

ウ　ア及びイに掲げる者の配偶者又は三親等内の親族

エ　ア～ウに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

オ　ウ及びエに掲げる者のほか、ア及びイに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
カ　イに掲げる者が法人である場合におけるその法人（以下「当該法人」という。）が事業活動を支配する法人
キ　当該法人が事業活動を支配する者

⑩特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者（規則第11条）

※公社公財令・公社公財則と同様の内容を規定

申請者が、共済事業及び労働災害等防止事業を行うに当たり、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものとされる者は、次に掲げる者とする。

・　株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
・　社員その他の構成員又は会員若しくは特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者若しくは特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者の相互の支援、交流、連絡その他の当該者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

⑪報酬等の支給の基準に定める事項（規則第12条関係）　※公社公財則と同様の内容を規定

法第６条第９号に規定する理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑫共済契約者等の保護のために必要な基準（規則第13条関係）

※認特命令及び信用金庫法施行規則と同様の内容を規定

法第６条第１号から第９号までに掲げる基準のほか、共済契約者等の保護及び中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等の効果的な防止のために必要な基準は、次に掲げる基準とする。

- 認可申請者が、共済事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- 共済事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、認可申請者の経営管理に係る体制等に照らし、認可申請者が共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、かつ、十分な社会的な信用を有すること。

（２）業務（規則第14条～第30条関係）

①標識の掲示（規則第14条） ※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体が、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、掲示する標識の様式を定める。

②心身の故障のため職務を適正に執行することができない者 （規則第15条）

※認特命令と同様の内容を規定

理事又は監事となることができない心身の故障のため職務を適正に執行することができない者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

③他の事業を行う場合の行政庁の承認（規則第16条） ※認特命令と同様の内容を規定

共済団体は、共済事業及び労働災害等防止事業並びにこれらに附帯する事業以外の事業を行うことにつき行政庁の承認を受けようとするときは、名称、認可年月日、承認を受けようとする事業の種類及び当該事業の開始予定年月日が記載された承認申請書並びに当該事業の内容及び方法、当該事業を所掌する組織及び人員配置並びに当該事業の運営に関する内部規則等を記載した添付書類を行政庁に提出しなければならないこととする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

④資産の運用方法の制限（規則第17条）※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体が共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用を行う方法は、次に掲げる方法とする。

ア　有価証券（外貨建てのものを除く。）の取得
　国債、地方債、政府保証債、特別の法律により法人の発行する債券

イ　次に掲げる金融機関への預金（外貨建てのものを除く。）又は貯金（外貨建てのものを除く。）
　銀行、長期信用銀行、商工組合中央金庫、信用金庫又は信用金庫連合会、労働金庫又は労働金庫連合会、農林中央金庫、信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第９条の９第１項第一号の事業を行う協同組合連合会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第１項第３号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第１項第４号の事業を行う漁業協同組合若しくは同法第87条第１項第４号の事業を行う漁業協同組合連合会又は同法第93条第１項第２号の事業を行う水産加工業協同組合若しくは同法第97条第１項第２号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ウ　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約があるもの（外貨建てのものを除く。）

⑤共済団体と特殊の関係のある者（規則第18条）

※保険業法施行令・施行規則及び消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

共済団体と特殊の関係のある者は、次に掲げるものとする。

ア　当該共済団体の子法人等であるもの

イ　当該共済団体の関連法人等であるもの

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑥業務運営に関する措置（規則第19条）※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済団体は、その業務に関し、次の措置を講じなければならないこととする。

ア　共済契約者に対して、共済契約の内容その他参考となるべき情報の提供を行う際に用いる書面を交付した上で、共済契約者から当該書面を受領した旨の署名や押印を得るための措置又はこれに準ずる措置

イ　電気通信回線に接続している機器を利用して、共済契約の申込みその他の共済契約の締結の手続を行う場合、共済契約の申込みをした者の本人確認、被共済者の身体の状況の確認等に必要な事項について、共済契約者等の保護及び業務の的確な運営を確保するための措置

ウ　共済募集人の公正な共済募集を行う能力の向上を図るための措置

エ　共済契約の締結、共済募集に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、共済団体及び共済募集人が、共済契約者及び被共済者に対し、共済契約の内容その他共済契約者等に参考となるべき情報につき、内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

⑦共済金額の上限等に関する措置（規則第20条）

共済団体は、一被共済者について引き受ける共済の共済金額の合計額が1,580万円を超えないための適切な措置を講じなければならないこととする。

⑧共済団体と他の者との誤認防止（規則第21条）

共済団体は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合には、利用者が当該共済団体と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならないこととする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑨銀行等に共済募集を行わせる際の業務運営に関する措置（規則第22条）

共済団体は、銀行、信用金庫および信用協同組合（以下「銀行等」という。）に共済募集を行わせるときは、当該銀行等の信用を背景とする過剰な共済募集により当該共済団体の業務の健全かつ適切な運営及び公正な共済募集が損なわれることのないよう、銀行等への委託に関して方針を定めること、当該銀行等の共済募集の状況を的確に把握することその他の必要な措置を講じなければならないこととする。

⑩内部規則等（規則第23条）

- 共済団体は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する内部規則等を定めるとともに、理事及び監事又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならないこととする。
- 共済団体は、人の死亡に関し、一定額の共済金を支払うことを約し、共済掛金を収受する共済であって、被共済者本人の同意がないもの（以下「死亡共済」という。）の引受けを行う場合には、内部規則等に、死亡共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならないこととする。

⑪個人利用者情報の安全管理措置等（規則第24条）

共済団体は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。

⑫個人利用者情報の漏えい等の報告（規則第25条）

共済団体は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならないこととする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑬返済能力情報の取扱い（規則第26条）

共済団体は、信用情報に関する機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならないこととする。

⑭特別の非公開情報の取扱い（規則第27条）

共済団体は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならないこととする。

⑮委託業務の的確な遂行を確保するための措置（規則第28条）

共済団体は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次の措置を講じなければならないこととする。

ア　当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

イ　当該業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ウ　受託者が行う当該業務に係る利用者からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

エ　受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、共済契約者等の保護に支障が生ずること等を防止するための措置

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

オ　共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

⑯消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者（規則第29条）

※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済契約者等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を行わせる、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して５年以上である者とする。

ア　独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員

イ　一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー

ウ　一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント

⑰共済事業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置（規則第30条関係）

※保険業法施行規則と同様の内容を規定

・　共済契約者等からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を⑯の者に行わせることに準ずる措置は、次のいずれかとする。

ア　次に掲げる全ての措置を講ずること

- 共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- 共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則を整備すること。
- 共済事業関連苦情の申出先を利用者に周知し、並びに上記の業務運営体制及び内部規則を公表すること。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

イ　消費者基本法（昭和43年法律第78号）第19条第１項又は第25条のあっせんにより共済事業関連苦情の処理を図ること。
ウ　共済事業関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する苦情を処理する手続により共済事業関連苦情の処理を図ること。

・　共済契約者等との紛争の解決を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に規定する認証紛争解決手続により図ることに準ずる措置は、次のいずれかとする。
ア　弁護士会の会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあっせん又は仲裁手続により共済事業関連紛争の解決を図ること。
イ　消費者基本法第19条第１項若しくは第25条のあっせん又は同条に規定する合意による解決により共済事業関連紛争の解決を図ること。
ウ　共済事業関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業関連紛争の解決を図ること。

・　共済団体は、次のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業関連苦情の処理又は共済事業関連紛争の解決を図ってはならないこととする。
ア　法又は弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない法人
イ　その業務を行う役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者がある法人

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

（３）経理（規則第31条～規則第44条関係）

①業務報告書等（規則第31条～第34条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済団体が行政庁に提出する業務報告書の記載事項、提出期日その他必要な事項を定める（規則第31条）とともに、共済団体が事務所に備え置き、公衆の縦覧に供する業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項、縦覧の期間その他必要な事項を定める（規則第32条～第34条）。

②創立費の償却（規則第35条） ※認特命令と同様の内容を規定

　共済団体の成立後の最初の５事業年度の事業費に係る金額のほか、貸借対照表の資産の部に計上することができる金額として、定款の認証の手数料等を定める。

③契約者割戻しの計算方法（規則第36条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済団体が契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに契約者割戻しの対象となる金額を計算しなければならないこと等を定める。

④契約者割戻し準備金（規則第37条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済団体が契約者割戻しに充てるため積み立てる準備金を契約者割戻し準備金とし、繰り入れの限度額等を定める。

⑤価格変動準備金（規則第38条～第40条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

　価格変動準備金として積み立てる、共済団体の所有する資産のうち価格変動により損失が生じうる資産は、有価証券（国債、地方債等）及び子会社株式とする（満期保有目的の債券は除くことが可能）（規則第38条）とともに、価格変動準備金の計算方法（規則第39条）及び価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等（規則第40条）について定める。

⑥責任準備金（規則第41条及び第42条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

　責任準備金として、普通責任準備金、異常危険準備金及び契約者割戻し準備金を積み立てなければならないこととする（規則第41条）とともに、共済団体が共済契約を再共済に付した場合において、保険会社等に再共済を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができることとする（規則第42条）。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑦**支払備金**（規則第43条及び第44条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

支払備金の積立てに関し、支払義務が発生したものに準ずる共済金等（規則第43条）及び支払備金の積立て方法等（規則第44条）を定める。

（４）監督（規則第45条～規則第55条関係）

①**共済事業の種類等の変更**（規則第45条及び第46条） ※認特命令と同様の内容を規定

共済事業の種類等の変更の認可を受ける場合の認可申請書の添付書類を定める。

共済事業の種類等の変更の認可を要しない軽微な変更として、関係法令の改正（条項の移動等法令の内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う変更を定める。

②**共済規程に定めた事項の変更**（規則第47条及び第48条） ※認特命令と同様の内容を規定

共済規程に定めた事項の変更の認可の申請又は届出及び共済規程の変更の認可を要しない軽微な変更について、①と同じ内容を定める。

③**定款の変更に係る認可の申請**（規則第49条） ※認特命令と同様の内容を規定

定款の変更の認可を受ける場合における認可申請書の添付書類を定める。

④**届出事項等**（規則第50条） ※認特命令と同様の内容を規定

法第28条第1号から第４号までに定めるもののほか、共済団体が行政庁に届け出なければならない場合等を定める。

- 代表理事等の就任又は退任があった場合
- 事務所の位置を変更した場合
- 子会社が子会社でなくなった場合
- 共済団体等において不祥事件が発生したことを知った場合　　等

⑤**共済団体がその経営を支配している法人**（規則第51条） ※認特命令と同様の内容を規定

行政庁が、共済団体の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる、子会社その他共済団体がその経営を支配している法人について、当該共済団体の子法人等のうち子会社以外のものとする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑥健全性の基準（規則第52条及び第53条）※保険業法施行規則と同様の内容を規定

行政庁が共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いるものは、基金等、価格変動準備金、異常危険準備金、評価・換算差額等とする（規則第52条）。

通常の予測を超える危険に対応する額は、共済リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額、資産運用リスクに対応する額（価格変動等リスク、信用リスク及び子会社等リスク等の合計額）及び経営管理リスクに対応する額として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額を基礎として厚生労働大臣が定めるところにより計算した額とする（規則第53条）。

⑦共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じた命令（規則第54条及び第55条）※消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

ア　行政庁が、共済団体の共済金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにする命令は、共済団体が該当する支払余力比率に係る区分に応じ、次のとおりとすること等を定める。

支払余力比率に係る区分	命令
非対象区分（支払余力比率が200%以上であるもの）	－
第一区分（支払余力比率が100%以上200%未満であるもの）	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

支払余力比率に係る区分	命令
第二区分（支払余力比率が０％以上100％未満であるもの）	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 一　共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 二　役員賞与の禁止又はその額の抑制 三　契約者割戻しの禁止又はその額の抑制 四　新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法の変更 五　事業費の抑制 六　一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 七　一部の事務所における業務の縮小 八　主たる事務所を除く一部の事務所の廃止 九　子会社等の業務の縮小 十　子会社等の株式又は持分の処分 十一　法第十条第二項ただし書きにより行政庁の承認を受けた事業その他の共済事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 十二　その他行政庁が必要と認める措置
第三区分（支払余力比率が０％未満であるもの）	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

イ　共済団体が、支払余力比率について該当していた区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、支払余力比率が確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合は、当該共済団体が該当する支払余力比率の区分に応じた命令は、当該計画の実施後に見込まれる区分に応じた命令とすることとする。

ウ　第三区分に該当する共済団体の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定める額を上回る場合等には、当該共済団体についての命令は、第二区分に係る命令を含むものとすることとする。

エ　第三区分以外に該当する共済団体の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として厚生労働大臣が定める額を下回る場合等には、当該共済団体についての命令は、第三区分に係る命令を含むものとすることとする。

（５）共済契約の移転等（規則第56条～規則第63条関係）

①共済契約の移転に係る備置書類（規則第56条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済契約の移転に際し、共済契約の移転をしようとする共済団体（以下「移転団体」という。）の理事が各事務所に一定期間備え置かなければならない書類は、移転契約書並びに移転団体及び共済契約を移転する他の共済団体（以下「移転先団体」という。）の貸借対照表とする。

②共済契約の移転に係る公告事項又は通知事項（規則第57条）※保険業法施行規則と同様の内容を規定

移転団体が共済契約の移転に際し、公告又は通知する事項は、次に掲げる事項とする。

ア　移転先団体の名称

イ　移転先団体の主たる事務所

ウ　移転団体及び移転先団体の共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率

エ　共済契約の移転後における移転対象契約に関するサービスの内容の概要

オ　移転前後における契約者割戻しの方針並びに移転前における移転団体及び移転先団体の割戻しの額

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

③共済契約に係る債権の額（規則第58条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済契約の移転に異議を述べた移転対象契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が、移転対象契約者の当該金額の総額の10分の１を超えるときは共済契約の移転をしてはならないところ、当該金額は、公告又は通知の時において被共済者のために積み立てるべき金額と未経過期間に対応する共済掛金の合計額とする。

④共済契約移転手続中の契約に係る通知事項（規則第59条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済団体が共済契約の移転の決議後に移転対象契約を締結するときに当該移転対象契約を締結する者に対し通知等しなければならない事項は、契約の要旨、移転会社及び移転先会社の貸借対照表のほか、上記（２）の事項とする。

⑤共済契約の移転の認可の申請（規則第60条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

　共済契約の移転の認可を受ける際の添付書類として、理由書、移転契約書、移転団体及び移転先団体の社員総会等の議事録、貸借対照表、移転団体の財産目録等を定める。

⑥共済契約の移転の認可の審査（規則第61条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

　行政庁が共済契約の移転の認可をするときに配慮する事項として、共済契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること、共済契約の移転後において共済契約に係る責任準備金及び移転先団体の契約者割戻し準備金、移転団体及び移転先団体の共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること等を定める。

⑦共済契約の移転後の公告事項（規則第62条）　※保険業法施行規則と同様の内容を規定

　移転団体が共済契約の移転後に公告しなければならない事項は、共済契約の移転の公告及び異議申立ての手続の経過、移転先団体の名称及び主たる事務所とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑧共済契約の移転の効力（規則第63条）※保険業法施行規則と同様の内容を規定

共済契約の移転を受けたことにより、共済規程に定めた事項を、移転団体の共済規程に定めた事項のうち当該共済契約の移転に係る共済契約に関する部分を付加した内容に変更しなければならない場合においては、行政庁の認可を受けたときに、変更があったものとみなすこととする。

2　解散等

①解散等の公告（規則第64条）※認特命令と同様の内容を規定

共済団体は、解散等の認可を受けて解散等の公告を行う場合において、当該共済団体を共済者とする共済契約があるときは、当該共済契約の処理方針を併せて示すものとする。

②合併共済団体の事前開示事項（規則第65条～第67条）※認特命令と一社一財法と同様の内容を規定

吸収合併消滅法人、吸収合併存続法人又は新設合併消滅法人が各事務所に一定期間備え置かなければならない書類は、一般社団法人及び一般財団法人に関する施行規則第75条第２項に規定する計算書類等とする。

③合併共済団体の公告事項（規則第68条及び第69条）※認特命令と同様の内容を規定

合併共済団体が官報での公告のほか定款で定めた方法による公告等を行わなければならない事項は、合併をする会社及び合併後存続する会社又は合併により設立する会社の商号及び住所等のほか、合併後消滅する合併共済団体の共済契約者の合併後における権利に関する事項とする。

④共済契約に係る債権の額（規則第70条）※認特命令と同様の内容を規定

合併について異議を述べた共済契約者の共済契約に係る債権の額に相当する金額として厚生労働省令で定める金額が、移転対象契約者の当該金額の総額の５分の１を超えるときは合併の承認の決議は効力を有しないところ、当該金額は、公告の時において被共済者のために積み立てるべき金額と未経過期間に対応する共済掛金の金額とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑤合併後の公告事項（規則第71条） ※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

合併共済団体が合併後に公告しなければならない事項は、債権者の異議に係る手続の経過等とする。

⑥合併後存続する共済団体又は合併により設立する共済団体の事後開示事項（規則第72条）

合併共済団体が各事務所に合併の日から６ヶ月間備え置かなければならない書面又は電磁的記録への記載事項は、債権者の異議に係る手続の経過等とする。

⑦吸収合併の効力（規則第73条）

合併が行われたことにより、共済規程に定めた事項を、当該合併により消滅する共済団体の共済規程に定めた事項を付加した内容に変更しなければならない場合においては、当該合併が効力を生じた時に、法第26条第１項の規定による認可を要する事項については、その認可を受けたものと、同条第２項の規定による届出を要する事項については、変更があったものとそれぞれみなすこととする。

⑧心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（規則第74条）

※認特命令及び保険業法施行規則と同様の内容を規定

清算をする共済団体の清算人となることができない、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者は、第２（２）③と同じく、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

3　共済募集　※保険業法施行規則及び消費生活協同組合法施行規則と同様の内容を規定

①銀行等が共済募集人として共済募集を行うことのできる場合（規則第75条第１項）

　銀行等が共済募集を行うことができる、共済契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合について、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合であることを定める。

ア　利用者の非公開金融情報が事前に書面等による利用者の同意を得ることなく、共済募集に係る業務に利用されないこと、及び利用者の非公開共済情報が同様に事前の利用者の同意を得ることなく資金の貸付けなど共済募集の業務以外の業務に利用されないことを確保するための措置を講じていること。

イ　共済募集の公正を確保するため、共済団体の名称の明示等、利用者が自主的な判断を行うために必要な情報の提供その他の事項に関する指針を定めて公表し、その実施のために必要な措置を講じていること。

ウ　共済募集に係る法令等の遵守を確保する責任者を共済契約の募集に係る業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し共済募集を統括管理する統括責任者を本店又は主たる事務所に、それぞれ配置していること。

エ　銀行等が次に掲げる者（信用金庫等の会員又は組合員である者を除く。以下「銀行等共済募集制限先」 という。）を共済契約者又は被共済者とする共済募集を手数料その他の報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていること。

- 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている法人又はその代表者
- 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている個人
- 事業に必要な資金の貸付けを当該銀行等より受けている小規模事業者（常時使用する従業員の数が50人（営業地域が特定の都道府県に限られている者として厚生労働大臣が定める銀行等（以下「特例銀行等」という。）である場合は、20人）以下の事業者）が常時使用する従業員及び当該法人の役員（代表者を除く。）

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

オ　銀行等が、利用者が銀行等共済募集制限先に該当するかを確認する業務その他共済団体から委託を受けた業務を的確に遂行するための措置及び共済募集に係る業務が当該銀行等のその他の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼさないようにするための措置を講じていること

カ　銀行等が、その使用人のうち事業に必要な資金の貸付けに関して利用者と応接する業務を行う者が、共済募集を行わないことを確保するための措置を講じていること

②特例銀行等に関する特例（規則第75条第２項）

特例銀行等が融資先従業員等を共済契約者として共済募集を行う場合において、次に掲げる共済契約については、それぞれの区分に応じ、共済契約者一人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済募集の指針に記載していること。

ア　人の生存又は死亡に関し、一定額の共済金を支払う共済契約（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）　千万円

イ　厚生労働大臣が定める共済契約　厚生労働大臣が定める金額（告示）

③協同組織金融機関に関する特例（規則第75条第３項）

協同組織金融機関である信用金庫及び信用組合が、事業に必要な資金の貸付けを受けている会員又は組合員の代表者を共済契約者として共済募集を行う場合、２の（１）及び（２）に掲げる共済契約については、それぞれの区分に応じ、共済契約者一人当たりの共済金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、共済募集の指針に記載していなければならない。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

④情報の提供（規則第76条）

共済団体、共済団体の役員又は共済募集人は、共済契約の内容その他共済契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

ア　共済契約の内容その他共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

- 商品の仕組み
- 共済給付に関する事項（共済金等の主な支払事由及び共済金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。）
- 付加することのできる主な特約に関する事項
- 共済期間に関する事項
- 共済金額その他の共済契約の引受けに係る条件
- 共済掛金に関する事項
- 共済掛金の払込みに関する事項
- 契約者割戻しに係る割戻し金に関する事項
- 共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項
- 共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項
- 共済責任の開始時期に関する事項
- 共済掛金の払込猶予期間に関する事項
- 共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項
- 共済契約を締結する共済団体が法の規定により講ずる自己の共済業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
- その他、共済契約者又は被共済者が商品の内容を理解するために必要な事項及び共済契約者又は被共済者の注意を喚起すべき事項として共済契約者又は被共済者の参考となるべき事項のうち、特に説明すべき事項

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

イ　共済契約の締結又は共済募集に関し、共済契約の締結の判断に参考となるべき事項に関する説明

ウ　次に掲げる共済契約を取り扱う場合であって、共済契約者又は被共済者との合意に基づく方法その他当該共済契約の特性等に照らして、①及び②に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他の方法

- １年間に支払う共済掛金の額が5,000円以下である共済契約
- 既に締結している共済契約の一部の変更をすることを内容とする共済契約

エ　二以上の所属共済団体を有する共済募集人にあっては、それらの比較に係る事項等の説明

オ　共済団体、その役員又は共済募集人が共済契約者から共済期間の満了の日までに更新しない旨の申出がない限り更新される共済契約を取り扱う場合にあっては、更新後の共済契約について、共済掛金の計算の方法、共済金額その他厚生労働大臣が定めるものについて見直す場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

カ　保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び補償対象契約に該当しないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

キ　共済団体は、共済期間が１年以内であって、共済金額の合計額が1580万円以下の共済のみの引受けを行う者であること等を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

⑤利用者の意向の把握等を要しない場合（規則第77条）

　共済契約者の保護に欠けるおそれがないものとして利用者の意向の把握を要しない場合は、被共済者が負担する共済掛金の額が零である共済契約及び共済期間が1ヶ月以内であり、かつ、被共済者が負担する共済掛金の額が千円以下である共済契約、又は既契約の一部を変更することを内容とする共済契約を取り扱う場合とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑥社内規則等（規則第78条）

共済募集人は、共済募集の業務を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

⑦個人利用者情報の安全管理措置等（規則第79条）

共済募集人は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

⑧個人利用者情報の漏えい等の報告（規則第80条）

共済募集人は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告するほか、適切な措置を講じなければならない。

⑨特別の非公開情報の取扱い（規則第81条）

共済募集人は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

⑩自己契約に係る共済掛金の合計額（規則第82条）

共済代理店が共済募集を行った共済契約に係る共済掛金の合計額のうち、自己契約に係る共済掛金の合計額が百分の五十を超えることができないこととされているところ、当該共済掛金の合計額の計算方法は、共済代理店が直近の二事業年度において共済募集を行った共済契約又は自己契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑪将来における金額が不確実な事項（規則第83条）

　共済団体、共済団体の役員又は共済募集人が共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項について、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為は禁止されるところ、当該事項として、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する共済金等又は共済掛金を定める。

⑫共済契約の締結又は共済募集に関する禁止行為（規則第84条）

　共済契約の締結又は共済募集に関し、共済団体、共済団体の役員又は共済募集人がしてはならない行為は、次に掲げる行為とすることとする。

ア　何らの名義によってするかを問わず、法第55 条第１項において読み替えて準用する保険業法第300条第１項第５号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為

イ　共済契約者又は被共済者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為

ウ　共済団体との間で共済契約を締結することを条件として当該共済団体の子会社等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為

エ　共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、共済契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

オ　共済契約者に対して、共済契約の種類又は共済団体の名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

カ　共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、当該銀行等が行う信用供与の条件として共済契約の募集をする行為その他の当該銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して共済募集をする行為

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

キ　共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ、利用者に対し、当該共済契約の締結の代理又は媒介の業務に係る取引が当該銀行等の当該利用者に関する業務に影響を与えない旨の説明を書面の交付により行わずに共済契約の募集をする行為

ク　共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、あらかじめ利用者に対し、銀行等共済募集制限先に該当するかどうかを確認する業務に関する説明を書面の交付により行わずに共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う行為

ケ　共済代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人が、利用者が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みを行っていることを知りながら、当該利用者（銀行等の会員又は組合員である者を除く。シにおいて同じ。）に対し、共済契約（金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約（事業に必要な資金に係るものを除く。）に係る債務の履行を担保するための共済契約及び既に締結されている共済契約（その締結の代理又は媒介の業務を当該銀行等の役員若しくは使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改に係る共済契約を除く。）の締結の代理又は媒介の業務を行う行為

コ　共済代理店である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、自己との間で共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことを条件として当該銀行等が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることその他の取引上の優越的地位を不当に利用していることを知りながら共済契約の募集をする行為

サ　共済代理店である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、その共済契約者又は被共済者が当該銀行等に係る銀行等共済募集制限先に該当することを知りながら、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う行為

シ　共済代理店である銀行等の特定関係者又はその役員若しくは使用人が、利用者が当該銀行等に対し資金の貸付けの申込みをしていることを知りながら、当該利用者に対し、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う行為

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

⑬共済代理店の業務に関する帳簿書類の保存（規則第85条～第87条）

　事務所ごとに帳簿書類を備えなければならない共済代理店の規模は、当該事業年度において二以上の所属共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介の業務に関して受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上あるものとする。

　共済代理店である銀行等は、共済契約の締結の日から五年間、帳簿書類を保存しなければならないこととする。

　帳簿書類の記載事項は、共済契約の締結の年月日、共済契約の引受けを行う共済団体の名称、共済契約に係る共済掛金、共済募集に関して共済代理店である銀行等が受けた手数料、報酬その他の対価の額とする。

⑭共済代理店の事業報告書の様式（規則第88条）

　共済代理店が行政庁に提出する事業報告書の様式を定める。

４　雑則

標準処理期間等について所要の規定の整備を行う。

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則案（概要）

5　その他

第１　施行期日（規則附則第１項）

法の施行の日（令和５年６月１日）とする。

※　中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行期日を定める政令案において、令和５年６月１日と規定することを予定

第２　特定保険業と共済事業とが実質的に同一のものであることを明らかにするために必要な添付書類（規則附則第２項）

保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）附則第２条第１項の認可を受けて特定保険業（同項に規定する特定保険業をいう。）を行う一般社団法人又は一般財団法人が、法附則第２条の規定により、法第３条の認可を受ける際現に行っている特定保険業が当該認可を受けようとする共済事業と実質的に同一のものであることを明らかにするためには、当該一般社団法人又は一般財団法人は、当該特定保険業に係る次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならないこととする。

1　保険の種類
2　保険契約者の範囲
3　被保険者又は保険の目的の範囲
4　保険金の支払事由